

令和 年度分 町 県 民 稅 稅 申告書

記入例

表

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

北安曇郡 池田町 町長殿	現住所	北安曇郡池田町大字池田3203-6				業種又は職業										
	1月1日現在の住所	同上				電話番号	0261-62-2203									
	フリガナ	イケダ イチロウ				個人番号										
	氏名	池田 一郎					1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3									
年 月 日	生年 月日 明・大昭 平・令	36・3・6	世帯主 の氏名	池田 一郎		続柄	本人									

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料 控除	社会保険の種類		支払った保険料																					
	国民健康保険税		110,000 円																					
	介護保険料		50,500																					
	国民年金保険料		20,200																					
合 計		小企 180,700																						
生命保険料 控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計																					
			120,000 円																					
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計																					
			80,000 円																					
介護医療保険料の計																								
30,000 円																								
地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計																					
	40,000 円																							
⑯ ~ ⑰	⑯ □ 寡婦控除 (□ 死別 □ 生死不明) ⑰ □ 離婚 □ 未帰還		⑯ □ ひとり親控除		⑯ □ 勤労学生控除 (学校名)																			
⑳	⑳ □ 介護ゴロウ ⑳ 氏名 池田 五郎		障害の程度		身体 1 級度																			
㉑ ~ ㉒	㉑ □ 介護イコ ㉑ 氏名 池田 池子		㉑ 生年月日 明・大昭 平・令 36・5・7		㉑ 配偶者控除 ㉑ 配偶者特別控除 ㉑ 同一生計 ㉑ 配偶者																			
㉓ ~ ㉔	㉓ □ 介護ゴロウ ㉓ 氏名 池田 五郎		㉓ 生年月日 明・大昭 平・令 10・2・2		㉓ 同居・別居の区分		㉓ 同居 ㉓ 別居		㉓ 続柄 ㉓ 特親		㉓ 父		㉓ 配偶者控除 ㉓ 配偶者特別控除 ㉓ 同一生計 ㉓ 配偶者											
㉕ ~ ㉖	㉕ □ 介護ジロウ ㉕ 氏名 池田 二郎		㉕ 生年月日 明・大・昭 平・令 14・5・6		㉕ 同居・別居の区分		㉕ 同居 ㉕ 別居		㉕ 続柄 ㉕ 特親		㉕ 長男		㉕ 扶養控除 ㉕ 特定親族特別控除											
㉗ ~ ㉘	㉗ □ 介護ゴロウ ㉗ 氏名		㉗ 生年月日 明・大・昭 平・令 ..		㉗ 同居・別居の区分		㉗ 同居 ㉗ 別居		㉗ 続柄 ㉗ 特親		㉗ ..		㉗ 扶養控除 ㉗ 特定親族特別控除											
㉙ ~ ㉚	㉙ □ 介護ゴロウ ㉙ 氏名		㉙ 生年月日 明・大・昭 平・令 ..		㉙ 同居・別居の区分		㉙ 同居 ㉙ 別居		㉙ 続柄 ㉙ 特親		㉙ ..		㉙ 扶養控除 ㉙ 特定親族特別控除											
㉛ ~ ㉜	㉛ □ 介護ゴロウ ㉛ 氏名		㉛ 生年月日 明・大・昭 平・令 ..		㉛ 同居・別居の区分		㉛ 同居 ㉛ 別居		㉛ 続柄 ㉛ 特親		㉛ ..		㉛ 扶養控除 ㉛ 特定親族特別控除											
㉖ 歳未満扶養親族 (控除対象外)	㉖ □ 介護サロウ ㉖ 氏名 池田 三郎		㉖ 生年月日 明・大・昭 平・令 20・2・1		㉖ 同居・別居の区分		㉖ 同居 ㉖ 別居		㉖ 続柄		㉖ 次男		㉖ 扶養控除 ㉖ 特定親族特別控除											
㉗ ~ ㉘	㉗ □ 介護サロウ ㉗ 氏名		㉗ 生年月日 明・大・昭 平・令 ..		㉗ 同居・別居の区分		㉗ 同居 ㉗ 别居		㉗ 続柄		㉗ ..		㉗ 基礎控除 ㉗ ⑯から㉗までの計											
㉙ ~ ㉚	㉙ □ 介護サロウ ㉙ 氏名		㉙ 生年月日 明・大・昭 平・令 ..		㉙ 同居・別居の区分		㉙ 同居 ㉙ 别居		㉙ 続柄		㉙ ..		㉙ 雜損控除 ㉙ ㉙の計											
㉛ ~ ㉜	㉛ □ 介護サロウ ㉛ 氏名		㉛ 生年月日 明・大・昭 平・令 ..		㉛ 同居・別居の区分		㉛ 同居 ㉛ 别居		㉛ 続柄		㉛ ..		㉛ 医療費控除 ㉛ ㉛の計											

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満扶養親族 (控除対象外)	㉖ □ 介護サロウ ㉖ 氏名 池田 三郎		㉖ 生年月日 明・大・昭 平・令 20・2・1		㉖ 同居・別居の区分		㉖ 同居 ㉖ 别居		㉖ 続柄		㉖ 次男		㉖ 扶養控除 ㉖ 特定親族特別控除												
	㉖	㉖ □ 介護サロウ ㉖ 氏名		㉖ 生年月日 明・大・昭 平・令 ..		㉖ 同居・別居の区分		㉖ 同居 ㉖ 别居		㉖ 続柄		㉖ ..		㉖ 基礎控除 ㉖ ㉖の計											
	㉗	㉗ □ 介護サロウ ㉗ 氏名		㉗ 生年月日 明・大・昭 平・令 ..		㉗ 同居・別居の区分		㉗ 同居 ㉗ 别居		㉗ 続柄		㉗ ..		㉗ 雜損控除 ㉗ ㉗の計											
	㉘	㉘ □ 介護サロウ ㉘ 氏名		㉘ 生年月日 明・大・昭 平・令 ..		㉘ 同居・別居の区分		㉘ 同居 ㉘ 别居		㉘ 続柄		㉘ ..		㉘ 医療費控除 ㉘ ㉘の計											

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉗ 雜損控除	㉗ 損害の原因		㉗ 損害年月日		㉗ 損害を受けた資産の種類													
			㉗ ..															
	㉗ 損害金額		㉗ 保険金などで補填される金額		㉗ 差引損失額のうち災害関連支出の金額													
㉘ 医療費控除	㉘ 支払った医療費等		㉘ 保険金などで補填される金額															
	㉘ 220,000 円		㉘ 100,000 円		㉘ ..													

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

(切り取らないでください。)

令和 年度分 町 県 民 稅 稅 申告書受付書

住所											受付日付印
氏名											様

1 収 入 金 額 等	営業等	ア	円									
	農業	イ	2,468,135									
	不動産	ウ										
	利子	エ										
	配当	オ										
	給与	カ	3,210,987									
	公的年金等	キ										
	業務	ク										
	その他	ケ	201,030									
	総合譲渡	コ										
短期	サ											
長期	シ											
一時	シ											
2 所 得 金 額	営業等	①	円									
	農業	②	492,825									
	不動産	③										
	利子	④										
	配当	⑤										
	給与	⑥	2,165,600									
	公的年金等	⑦										
	業務	⑧										
	その他	⑨	201,030									
	合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	201,030									
総合譲渡・一時	⑪											
合計	⑫	2,859,455										
4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	社会保険料控除	⑬	180,700									
	小規模企業共済等掛金控除	⑭										
	生命保険料控除	⑮	70,000									
	地震保険料控除	⑯	20,000									
	寡婦、ひとり親控除	⑰ ~ ⑲										
	勤労学生控除	⑲ ~ ⑳	530,000									
	配偶者(特別)控除	㉑ ~ ㉒	160,000									
	扶養控除	㉓	900,000									
	特定親族特別控除	㉔										
	基礎控除	㉕	430,000									
⑯から㉕までの計	㉖	2,290,700										
雑損控除	㉗											
医療費控除	㉘	20,000										
合計 (㉖+㉗+㉘)	㉙	2,310,700										

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

6 紹与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日 給	勤務日数	月 収
1		円	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等		円	
合 計			
法 人 番 号 又 は 所 在 地			
勤 务 先 名			
電 話 番 号			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業		2,468,135 円	1,975,310 円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得 の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		●	円	円
		●		
		●		
		●		

9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
個人年金		201,030	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	イ ロ	円
	長期					
	一時				ハ	

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。

右上のイの金額を表面のコに、右の金額を表面のリに、右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

金言 1156 (1) 2013 (2)

11 事業者に対する事項

事実守従者に関する事項									
1	姓 名	統柄	生年 月日	明・大・昭 平・令			専従者給与 (控除)額		
				従事 月数					
2	姓 名	統柄	生年 月日	明・大・昭 平・令			専従者給与 (控除)額		
				従事 月数					
3	姓 名	統柄	生年 月日	明・大・昭 平・令			専従者給与 (控除)額		
				従事 月数					
	所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし		合 計 額		

13 事業税に関する事項

13 事業未収に因る事項	
非課税所得など	所得金額 円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
□	他都道府県の事務所等

12 別居の扶養親族等に関する事項

12. お預けの扶養親族等に関する事項														
1 氏名	イダ ジ'助	個人 番号	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5
2 氏名	池田 二郎	個人 番号												
3 氏名		個人 番号												
住所	長野県長野市長野1-1-1												国外 居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
住所													国外 居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
住所													国外 居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府 県、市区町村分 (特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項